

記者発表資料



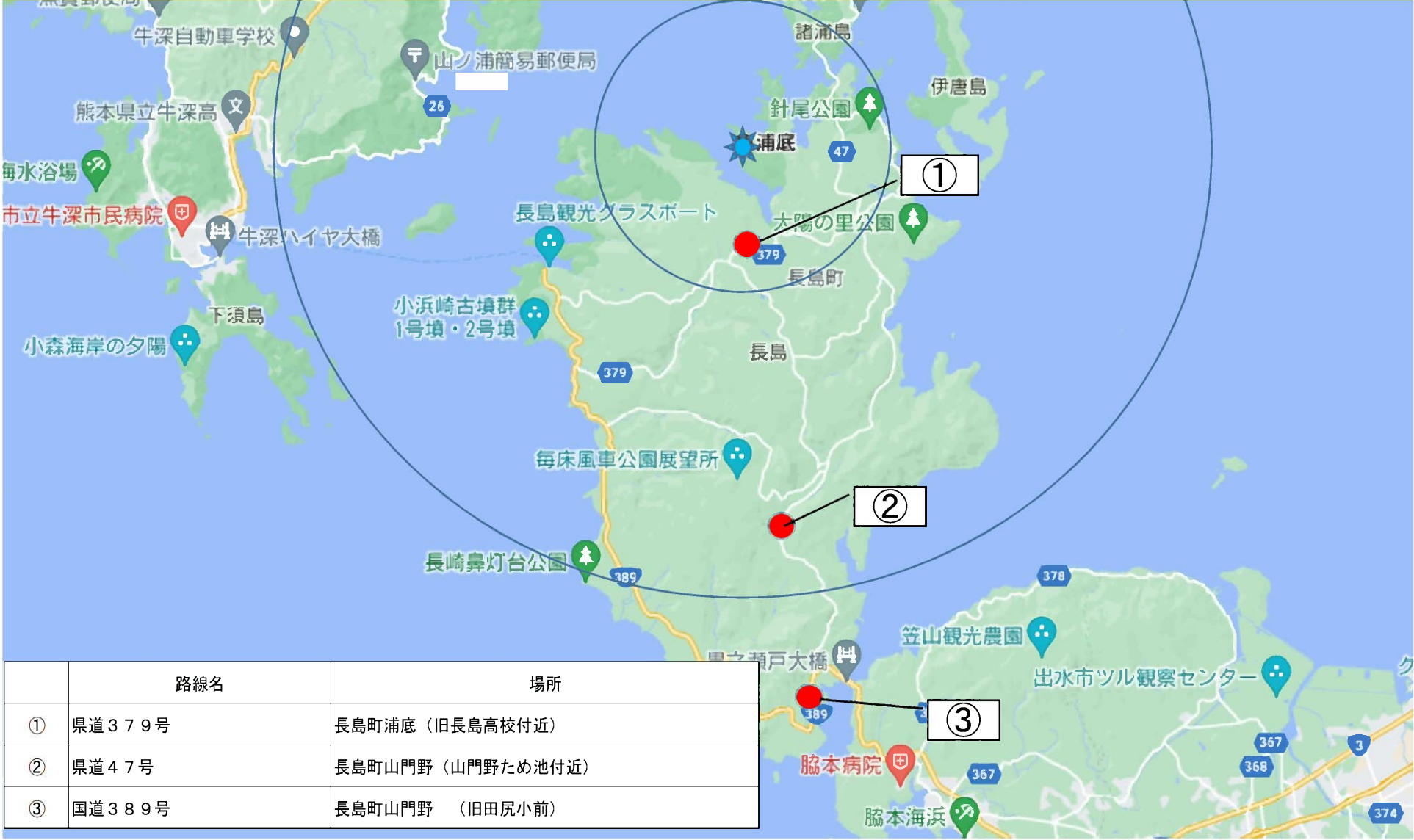
令和 4年 1月13日(木)

発表の趣旨 (※該当する全てにチェック)

- 各種資料や情報の提供
- イベント・会議等の案内
 - 当日の取材依頼
 - 開催日時等の周知依頼
 - 参加者募集の事前告知依頼
- その他 (緊急情報)

発表事項	長島町における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について (第2報)	
内容	<p>令和4年1月13日、長島町の肉用鶏農場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。</p> <p>県では、国の指針に基づき、当該農場の飼養鶏の殺処分及び、移動制限区域、搬出制限区域の設定等、必要な防疫措置を開始しました。</p> <p>1 農場の概要 所在地 : 出水郡長島町 飼養状況 : 飼養羽数 約54,000羽 (肉用鶏) ※ あわせて同農場の疫学関連農場とされた約57,000羽 (肉用鶏) についても処分対象</p> <p>2 経緯 (1) 1月12日、当該農場から死亡鶏が増加した旨、北薩家畜保健衛生所に通報があり、農場への立入検査を実施 (2) 同日、インフルエンザ簡易検査を実施し陽性 (3) 本日、遺伝子 (PCR) 検査を実施した結果、H5亜型であり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認</p> <p>3 対応 (1) 発生農場 : 飼養家きんの殺処分、汚染物品等の埋却及び消毒 (2) 制限区域の設定 : 発生農場を中心とする3km圏内を移動制限区域、3~10km圏内を搬出制限区域として移動制限を告示 (1/13付) (長島町) (3) 消毒ポイント : 制限区域付近に消毒ポイントを3箇所設置し、関係車両の消毒を開始 (4) 発生状況調査 : 移動制限区域内の全ての養鶏農場</p> <p>4 その他 (1) 我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。 (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むようお願いします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いします。 (3) 今後とも、本件に関する情報提供に努めてまいりますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。 (4) 作業等にかかる写真は、県より報道各社へ10時・16時を目処に提供いたします。</p>	
資料	別紙1 鹿児島県の消毒ポイントの位置 別紙2 移動制限、搬出制限区域内の養鶏農場及び飼養羽数	
ホームページ掲載	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり (1月13日掲載予定) <input type="checkbox"/> 後日掲載	
取材案内		
問い合わせ先 (担当課)	担当課	農政部畜産課
	取材対応者	畜産課長 田中 (099-286-3211) 内線3211
	問い合わせ窓口	企画経営係長 西中間 (099-286-3216) 内線3216

鹿児島県の消毒ポイントの位置



	路線名	場所
①	県道379号	長島町浦底（旧長島高校付近）
②	県道47号	長島町山門野（山門野ため池付近）
③	国道389号	長島町山門野（旧田尻小前）

移動制限、搬出制限区域以内の養鶏農場及び飼養羽数（令和4年1月12日時点）

	肉用鶏		種鶏		合計	
	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数
3km	2	約38,500	0	0	2	約38,500
3-10km※	17	約872,500	6	約395,400	23	約1,267,900
合計	19	約911,000	6	約395,400	25	約1,306,400

※疫学関連疑い農場を含む

鹿児島県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の 確認（国内13例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫 対策本部」の持ち回り開催について

本日（1月13日（木曜日））、鹿児島県長島町の肉用鶏農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認（今シーズン国内13例目）されました。
これを受け、農林水産省は、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を持ち回りで開催し、今後の対応方針について決定します。

1. 農場の概要

所在地：鹿児島県長島町
飼養状況：肉用鶏（約5.4万羽）
疫学関連農場：鹿児島県長島町（1農場、約5.7万羽）

2. 経緯

(1) 昨日（1月12日（水曜日））、鹿児島県は、同県長島町の農場から、死亡羽数が増加している旨の通報を受けて、当該農場に対し移動の自粛を要請するとともに農場への立入検査を実施しました。
(2) 同日、当該鶏について鳥インフルエンザの簡易検査を実施し陽性であることが判明しました。
(3) 本日（1月13日（木曜日））、当該鶏について遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。

3. 今後の対応方針

本日、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を持ち回りで開催し、今後の防疫措置について速やかに決定します。

4. 農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

日時：令和4年1月13日（木曜日）（持ち回り開催）

5. その他

(1) 我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。

https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html (外部リンク)

(2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用するの取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

(3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いいたします。

【お問合せ先】

消費・安全局動物衛生課

担当者：星野、金子

代表：03-3502-8111（内線4581）

ダイヤルイン：03-3502-5994